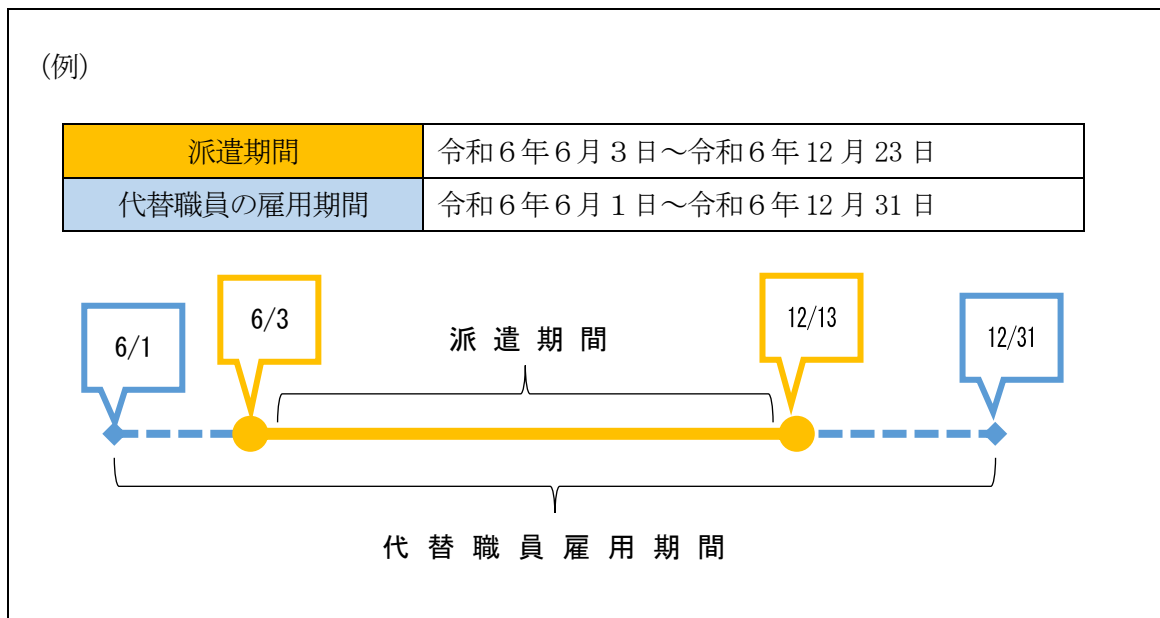


看護職員の資質向上支援事業補助金
～対象経費の考え方～

1 代替職員人件費について

- 派遣期間中にかかった代替職員の人件費のみが対象経費として計上できます。
※ 下記例示の実線部分が対象、点線部は日割り計算により除外して計上となります。
- 賞与は対象外です。計上しないでください。



《日割り計算の方法》(例 6月分の給与について)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{6月の総支給額} \\ \hline 300,000\text{円} \\ \hline \end{array} \times \frac{28\text{日(賃金計算期間一点線部)}}{30\text{日(賃金計算期間)}} = \begin{array}{|c|} \hline 280,000\text{円} \\ \hline \end{array}$$

対象経費として計上可能

2 受講料等について

- 受講料等には、受講料及び入学金のみが該当します。受講決定のための検定料や旅費・宿泊費は該当しません。
- 額の確定後に医療機関等が支出した受講料を、受講者本人から医療機関等に返還させる等が発生した場合は、補助金の返還が必要になることがありますのでご注意ください。